社会福祉施設等の防犯及び労働に係る 基調講演(防犯等研修会)

1 社会福祉施設等の防犯に係る安全確保のための研修会

2 働き方改革関連法の概要と労働災害の防止

1 社会福祉施設等の防犯に係る安全 確保のための研修会

防犯講話(船橋警察署)

1)危機管理

- ①心構え
- ・不審者とは
- ・不審者は必ずいます。パニックに陥らないために。
- ②施設管理について
- ・ハードとソフトの強化
- ・施錠設備と情報共有

③役割分担

日頃から訓練をして、対応する者、避難誘導する者、通報する者を決めておきましょう。

防犯講話(船橋警察署)

2) 事案発生時の通報要領

- ①通報先
 - 千葉県警察本部通信指令課(110通報)
 - ・船橋警察署(047-435-0110) ・船橋東警察署(047-467-0110)
- ②適切な避難誘導

パターンに応じて経路を決めておく。

③負傷者の救護

通報しても、10分~20分程度時間がかかるので、負傷者がいる場合は、応急手当て を職員だけでやらなければならない。

④不審者への対応要領

- ・準備がなければ対応できない。
- ・装備を整える。使い方を学ぶ。
- ・その場にある物は何でも使う。

防犯講話(船橋警察署)

3) 救助要領

- ①救急隊の手配
 - 119番通報の実施
- ②関係者への連絡 市役所や他の類似施設への情報提供

4)効果的な設備等

- ・防犯カメラ
- ・施錠設備
- ・パニックドア

防犯講話 (船橋警察署)

5) その他

- ①防犯訓練等の実施方法
- ・防刺服について
- ・離脱要領
- ②防犯訓練等への協力 事前連絡をいただき、予約をしていただければどこへでも行きます。
- ③電話 d e 詐欺について
- 発生状況
- ・対策について

安全確保のための連絡体制等(指導監査課)

1)不審者情報等の把握について

千葉県警の「ちば安全・安心メール」、船橋市の「ふなばし情報メール」に登録をし、不審者情報等の把握に努めてください。登録することで、不審者情報や犯罪情報等についての情報がEメールで携帯電話等に配信されます。

【ちば安全・安心メール】

(https://www.police.pref.chiba.jp/mailmagazine/index.html)

【ふなばし情報メール】

船橋市ホームページ > 市政・市の紹介> 広報・報道 > メール配信サービス > 【ふなばし情報メール】配信する情報内容と登録・解除の方法>

(https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/kouhou/006/p009042.html)

安全確保のための連絡体制等(指導監査課)

2) 緊急時の連絡体制等について

貴施設等に対し、外部から不審者が侵入して利用者等に危害が及ぶような内容の犯行予告等があった場合や、このような事件が発生した場合は、まず110番通報と利用者・職員の安全確保を優先して行ってください。その後、可能な場合に指導監査課あてにもご連絡をくださいますようお願いします。

○指導監査課 第一係 ☎047-436-2425

第二係 2047-404-2712

第三係 ☎047-436-2782

※休日・夜間は、市代表電話(047-436-2111)に連絡していただくと、船橋市役所 警備員室へ自動的に転送されますので、状況を伝えてください。

なお、市にご連絡いただきました事件の概要等に関しては、二次被害等を防ぐ目的から、市 を経由して、他の社会福祉施設等に情報提供させていただく場合がございますので、予めご了 承ください。